地域指定年度	平成 17 年度
計画策定年度	平成 17 年度
計画見直し年度	平成 24 年度
計画見直し年度	令和 2 年度

安曇野市農業振興地域整備計画書　(案)

令和３年３月

長野県安曇野市

農用地利用計画

農用地区域の土地

（別紙）

地域	地区	本番	枝番	地目	地積(㎡)	用途区分	農用地面積(㎡)	施設面積(㎡)	変更年月日	変更内容	備考
豊科	豊科	2759		田	679	農地	341	0	R07前期	除外 338㎡:679㎡→341㎡	
豊科	豊科	3073	2	田	509	農地	0	0	R07前期	除外 509㎡:509㎡→0㎡	枝番1と合筆後枝番1と分筆
豊科	豊科	3549	9	田	282	農地	0	0	R07前期	除外 282㎡:282㎡→0㎡	
豊科	南穂高	6293	1	畑	561	農地	0	0	R07前期	除外 561㎡：561㎡→0㎡	
豊科	南穂高	6363	3	田	1,142	農地	645	0	R07前期	除外 497㎡：1,142㎡→645㎡	
豊科	高家	4001		田	955	農地	648	0	R07前期	除外 307㎡:955㎡→648㎡	

農用地区域の土地

（別紙）

地域	地区	本番	枝番	地目	地積(㎡)	用途区分	農用地面積(㎡)	施設面積(㎡)	変更年月日	変更内容	備考
穂高	穂高	611		田	1,229	農地	0	0	R07前期	除外 1,229㎡：1,229㎡→0㎡	
穂高	穂高	5780		田	1,196	農地	694	0	R07前期	除外 501.51㎡:1,196㎡→694.49㎡	
穂高	穂高	5782		田	201	農地	63	0	R07前期	除外 138.49㎡:201㎡→62.51㎡	
穂高	北穂高	2576	3	田	1,153	農地	0	0	R07前期	除外 1,153㎡:1,153㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2576	4	田	1,103	農地	0	0	R07前期	除外 1,103㎡:1,103㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2576	5	田	1,103	農地	0	0	R07前期	除外 1,103㎡:1,103㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	10	田	944	農地	0.00	0	R07前期	除外 944㎡:944㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	15	田	1,001	農地	664.51	0	R07前期	除外 336.49㎡:1,001㎡→664.51㎡	
穂高	北穂高	2644	16	田	1,024	農地	0.00	0	R07前期	除外 1,024㎡:1,024㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	17	田	958	農地	0.00	0	R07前期	除外 958㎡:958㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	18	田	971	農地	0.00	0	R07前期	除外 971㎡:971㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	19	田	986	農地	0.00	0	R07前期	除外 986㎡:986㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	20	田	983	農地	0.00	0	R07前期	除外 983㎡:983㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	21	田	127	農地	0.00	0	R07前期	除外 127㎡:127㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	37	田	42	農地	0.00	0	R07前期	除外 42㎡:42㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	38	田	1,000	農地	0.00	0	R07前期	除外 1,000㎡:1,000㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	39	田	1,018	農地	0.00	0	R07前期	除外 1,018㎡:1,018㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	40	田	954	農地	0.00	0	R07前期	除外 954㎡:954㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	41	田	965	農地	0.00	0	R07前期	除外 965㎡:965㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	42	田	952	農地	350.58	0	R07前期	除外 601.42㎡:952㎡→350.58㎡	
穂高	北穂高	2644	43	田	861	農地	841.06	0	R07前期	除外 19.94㎡:861㎡→841.06㎡	
穂高	北穂高	2644	45	田	1,011	農地	883.00	0	R07前期	除外 128㎡:1,011㎡→883㎡	
穂高	北穂高	2644	46	田	951	農地	820.65	0	R07前期	除外 130.35㎡:951㎡→820.65㎡	
穂高	北穂高	2644	47	田	901	農地	781.45	0	R07前期	除外 119.55㎡:901㎡→781.45㎡	
穂高	北穂高	2644	48	田	984	農地	848.78	0	R07前期	除外 135.22㎡:984㎡→848.78㎡	
穂高	北穂高	2644	49	田	944	農地	817.35	0	R07前期	除外 126.65㎡:944㎡→817.35㎡	
穂高	北穂高	2644	50	田	954	農地	826.42	0	R07前期	除外 127.58㎡:954㎡→826.42㎡	
穂高	北穂高	2644	51	田	992	農地	858.87	0	R07前期	除外 133.13㎡:992㎡→858.87㎡	
穂高	北穂高	2644	52	田	976	農地	847.06	0	R07前期	除外 128.94㎡:976㎡→847.06㎡	
穂高	北穂高	2644	53	田	1,129	農地	925.09	0	R07前期	除外 203.91㎡:1,129㎡→925.09㎡	
穂高	北穂高	2644	66	田	1,100	農地	207.90	0	R07前期	除外 892.10㎡:1,100㎡→207.90㎡	
穂高	北穂高	2644	67	田	1,095	農地	0.00	0	R07前期	除外 1,095㎡:1,095㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	68	田	1,099	農地	0.00	0	R07前期	除外 1,099㎡:1,099㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	69	田	1,109	農地	0.00	0	R07前期	除外 1,109㎡:1,109㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	70	田	1,070	農地	0.00	0	R07前期	除外 1,070㎡:1,070㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2644	145	畑	59	農地	0.00	0	R07前期	除外 59㎡:59㎡→0㎡	
穂高	北穂高	2817	3	田	851	農地	724.17	0	R07前期	除外 126.83㎡:851㎡→724.17㎡	
穂高	北穂高	2817	4	田	873	農地	711.86	0	R07前期	除外 161.14㎡:873㎡→711.86㎡	
穂高	北穂高	2819	10	田	996	農地	862.60	0	R07前期	除外 133.40㎡:996㎡→862.60㎡	
穂高	北穂高	2819	12	田	1,072	農地	923.75	0	R07前期	除外 148.25㎡:1,072㎡→923.75㎡	
穂高	北穂高	2821	2	田	915	農地	786.33	0	R07前期	除外 128.67㎡:915㎡→786.33㎡	
穂高	北穂高	2821	3	田	970	農地	838.33	0	R07前期	除外 131.67㎡:970㎡→838.33㎡	
穂高	北穂高	2821	8	田	1,173	農地	323.98	0	R07前期	除外 849.02㎡:1,173㎡→323.98㎡	
穂高	北穂高	2821	9	田	1,064	農地	1,008.82	0	R07前期	除外 55.18㎡:1,064㎡→1,008.82㎡	
穂高	北穂高	2821	11	田	990	農地	345.91	0	R07前期	除外 644.09㎡:990㎡→345.91㎡	
穂高	北穂高	2823	3	田	935	農地	314.42	0	R07前期	除外 620.58㎡:935㎡→314.42㎡	
穂高	北穂高	2823	6	田	971	農地	349.89	0	R07前期	除外 621.11㎡:971㎡→349.89㎡	
穂高	北穂高	2823	7	田	350	農地	0.00	0	R07前期	除外 350㎡:350㎡→0㎡	
穂高	有明	2105	193	田	935	農地	0	0	R07前期	除外 935㎡:935㎡→0㎡	
穂高	有明	4795	1	田	620	農地	0	0	R07前期	除外 74㎡:620㎡→546㎡除外 546㎡:546㎡→0㎡	
穂高	有明	4795	2	田	201	農地	191	0	R07前期	除外 10㎡:201㎡→191㎡	
穂高	有明	9372	1	田	1,000	農地	0	0	R07前期	除外 1,000㎡:1,000㎡→0㎡	
穂高	柏原	186		田	2,051	農地	1,651	0	R07前期	除外 400㎡:2,051㎡→1,651㎡	
穂高	柏原	652		田	891	農地	0	0	R07前期	除外 891㎡:891㎡→0㎡	
穂高	柏原	3149	2	田	1,053	農地	938	0	R07前期	除外 115㎡:1,053㎡→938㎡	

農用地利用計画　　農用地区域の土地　　（別紙）

地域	地区	本番	枝番	地目	地積(㎡)	用途区分	農用地面積(㎡)	施設面積(㎡)	変更年月日	変更内容	備考
三郷	明盛	285		田	1,210	農地	0	0	R07前期	除外 1,210㎡:1,210㎡→0㎡	
三郷	明盛	2670	1	田	930	農地	683	0	R07前期	除外 59㎡:742㎡→683㎡	
三郷	明盛	4213		田	2,075	農地	0	0	R07前期	除外 2,075㎡:2,075㎡→0㎡	
三郷	明盛	4679	1	田	810	農地	0	0	R07前期	除外 810㎡:810㎡→0㎡	
三郷	明盛	4679	5	田	3	農地	0	0	R07前期	除外 3㎡:3㎡→0㎡	

農用地区域の土地

（別紙）

地域	地区	本番	枝番	地目	地積(㎡)	用途区分	農用地面積(㎡)	施設面積(㎡)	変更年月日	変更内容	備考
堀金	烏川	665	4	畑	173	農地	0	0	R07前期	除外 173㎡:173㎡→0㎡	
堀金	烏川	5093	2	田	622	農地	0	0	R07前期	除外 622㎡:622㎡→0㎡	
堀金	烏川	5099	2	田	530	農地	0	0	R07前期	除外 530㎡:530㎡→0㎡	
堀金	烏川	5471	1	田	612	農地	0	0	R07前期	除外 612㎡:612㎡→0㎡	
堀金	烏川	5471	2	田	981	農地	0	0	R07前期	除外 981㎡:981㎡→0㎡	
堀金	烏川	5471	3	田	1,117	農地	0	0	R07前期	除外 1,117㎡:1,117㎡→0㎡	

農業振興地域整備計画　変更等理由書

市町村名　安　曇　野　市

1　計画策定・変更の経過

本計画変更は、平成 18 年 4 月 25 日に計画策定いたしました安曇野市農業振興地域整備計画を、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づき変更するものです。

なお、変更の経過等は、別紙「農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更理由等について」のとおりです。

2　計画の変更内容と理由

(1)　変更の理由

a　変更理由の区分（当てはまるものに○印）

①基本方針の変更　　②農業振興地域の区域の変更

③基礎調査結果　　④経済事情の変動その他情勢の推移

b　変更の必要が生じたと判断する具体的な理由

（具体的な理由が異なるものが複数ある場合は、各々の理由に分けて記載）

具　体　的　な　理　由	整理番号
安曇野市農業振興地域整備計画は、平成 18 年 4 月 25 日に策定され、その後、毎年 2 回、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る随時変更を行ってきました。 今回、地域住民の要請により令和 7 年 11 月 20 日から 12 月 19 日の期間に実施した農業的、非農業的土地需要調査(安曇野市農業振興地域整備計画変更の申出受付)を踏まえ、周辺集落における地域コミュニティの活性化が必要であると判断されることから、安曇野市農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更を行うものです。	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 271, 272, 273, 274
安曇野市農業振興地域整備計画は、平成 18 年 4 月 25 日に策定され、その後、毎年 2 回、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に係る随時変更を行ってきました。 今回、地域住民の要請により令和 7 年 11 月 20 日から 12 月 19 日の期間に実施した農業的、非農業的土地需要調査(安曇野市農業振興地域整備計画変更の申出受付)を踏まえ、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律により、安曇野市農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更を行うものです。	24

(2)　各案件に係る変更内容及び理由

別紙のとおり

1　農用地区域からの除外　　別紙

（1）農用地等以外の用途に供することを目的とするもの

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
1	豊科南穂高6363-3	田	1142	497	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、接道要件などの自己条件を考慮した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 西側、北側と南側が集落と接続しており、東側の残農地は申出地と同一所有者かつ耕作者の同意を得ている。周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 申出地の利用権者(耕作者)より除外の同意がされており、農用地の利用集積に与える影響は軽微であると判断する。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
2	豊科南穂高6293-1	畑	561	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、接道要件などの自己条件を考慮した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 西側と南側は市道に接続しており、北側、東側は建物が建築されており、農地へ及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
271	豊科高家4001	田	955	307	農業振興地域農用地区域	市の農業振興を図る観点から定める「安曇野市の農業の振興に関する計画」により、本件について、地域の総合的な土地利用において問題がなく、農業上の土地利用においても、その支障が軽微であると認められる。 法の位置付けについては、以下のとおり 【農業振興地域の整備に関する法律】 　第10条第4項 【農業振興地域の整備に関する法律施行令】 　第8条第4号 【農業振興地域の整備に関する法律施行規則】 　第4条の5第1項第27号

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
272	豊科3549-9	畑	282	全面積	農業振興地域農用地区域	市の農業振興を図る観点から定める「安曇野市の農業の振興に関する計画」により、本件について、地域の総合的な土地利用において問題がなく、農業上の土地利用においても、その支障が軽微であると認められる。 法の位置付けについては、以下のとおり 【農業振興地域の整備に関する法律】 第10条第4項 【農業振興地域の整備に関する法律施行令】 第8条第4号 【農業振興地域の整備に関する法律施行規則】 第4条の5第1項第27号

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
3	豊科2759	田	679	338	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　西側と北側が集落、南側は市道と接続しており、東側の残農地は同一の所有者管理する計画であり周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
4	豊科3073-2	田	509	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　北側、西側、南側が集落と接続しており、東側は申出地と同一所有者の管理農地と、隣地の所有者、耕作者の同意を得ている農地であり周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
273	穂高5780 穂高5782	田	1196 201	501.51 138.49	農業振興地域農用地区域	市の農業振興を図る観点から定める「安曇野市の農業の振興に関する計画」により、本件について、地域の総合的な土地利用において問題がなく、農業上の土地利用においても、その支障が軽微であると認められる。 法の位置付けについては、以下のとおり 【農業振興地域の整備に関する法律】 第10条第4項 【農業振興地域の整備に関する法律施行令】 第8条第4号 【農業振興地域の整備に関する法律施行規則】 第4条の5第1項第27号

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
5	穂高柏原186	田	2051	400	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、接道要件などの自己条件を考慮した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　西側が実家と接続しており、東側、北側は同一所有者および耕作者の同意を得ており、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　申出地の利用権者(耕作者)より除外の同意がされており、農用地の利用集積に与える影響は軽微であると判断する。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
274	穂高柏原3149-2	田	1053	115	農業振興地域農用地区域	市の農業振興を図る観点から定める「安曇野市の農業の振興に関する計画」により、本件について、地域の総合的な土地利用において問題がなく、農業上の土地利用においても、その支障が軽微であると認められる。 法の位置付けについては、以下のとおり 【農業振興地域の整備に関する法律】 第10条第4項 【農業振興地域の整備に関する法律施行令】 第8条第4号 【農業振興地域の整備に関する法律施行規則】 第4条の5第1項第27号

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
6	穂高有明4795-1 穂高有明4795-2	田	620 201	74 10	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　既存敷地の拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　南側が自身の宅地と接続しており、西側の残農地は申出地と同一所有者。住宅用の通路として建築物の計画はなく、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
7	穂高有明4795-1	田	620	546	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　南側、東側が集落、北側は市道と接続しており、西側は今回所有者の通路として農振除外予定であり、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
8	穂高有明2105-193	田	935	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　東側、西側が集落、北側は市道と接続しており、南側の一部は穂高荘の施設と接続、もう一部は隣地同意を得ており、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　申出地の利用権者(耕作者)より除外の同意がされており、農用地の利用集積に与える影響は軽微であると判断する。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
9	穂高柏原652	田	891	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　四方のほとんどが集落に接続しており、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
10	穂高有明9372-1	田	1000	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　北側と東側が集落、西側は市道と接続しており、南側は所有者、耕作者の同意を得ており、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
11	穂高611	田	1229	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 北側、南側、東側の一部が集落と接続しており、西側、東側の一部は所有者、耕作者の同意を得ているため周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 申出地の利用権者(耕作者)より除外の同意がされており、農用地の利用集積に与える影響は軽微であると判断する。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
12	三郷明盛2670-1	田	930	59	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　既に既存敷地の一部として利用されており、敷地拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　東側、西側、南側が集落と接続しており、北側の残農地はは申出地と同一所有者で周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
13	三郷明盛4679-1 三郷明盛4679-5	田	8103.03	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 周囲が宅地に囲まれており周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
14	三郷明盛4213	田	2075	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 南側、東側が集落、西側は市道と接続しており、北側は申出地と同一所有者で耕作者の同意を得ており道をつくる計画のため周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 申出地の利用権者(耕作者)より除外の同意がされており、農用地の利用集積に与える影響は軽微であると判断する。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
15	三郷明盛285	田	1210	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　北側は集落、東側は今回の開発地、西側と南側は所有者および耕作者の同意を得ており、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　申出地の利用権者(耕作者)より除外の同意がされており、農用地の利用集積に与える影響は軽微であると判断する。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
16	堀金烏川665-4	畑	173	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　既に既存敷地の一部として利用されており、敷地拡張であるため本申出地以外選定できない。 【地域計画の達成支障(第2号)】 　地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　既存の利用形態と変更がないため、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　本件土地を管轄する土地改良区等から「受益地ではない」旨を確認しており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
17	堀金烏川5471-1 堀金烏川5471-3 堀金烏川5471-2	田	612 1117 981	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 北側、西側、南側が集落と接続しており、東側は市道に接続しており、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 申出地の利用権者(耕作者)より除外の同意がされており、農用地の利用集積に与える影響は軽微であると判断する。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
18	堀金烏川5093-2 堀金烏川5099-2	田	622 530	全面積	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 農振農用地以外も含め検討したが、周辺農地への影響、周辺施設の利便性及びその他法令、条例との整合性を総合的に勘案した結果、本申出地が適地として選定された。 【地域計画の達成支障(第2号)】 地域計画より除外済のため支障なし。 【土地利用への支障軽微(第3号)】 北側、西側、南側が集落と接続しており、東側は大きな堰と接続しており、周辺農地、耕作に対して支障を及ぼす影響は軽微と考えられる。 【利用集積への支障軽微(第4号)】 利用権設定のある農地ではなく、利用集積に影響はない。 【施設機能への支障軽微(第5号)】 申出地を管轄する土地改良区等から、「差し支えない」との意見が付されており、土地改良施設への支障はないものと認められる。 【土地改良事業の状況(第6号)】 農業生産基盤整備事業は非該当。

1　農用地区域からの除外　　別紙

（1）農用地等以外の用途に供することを目的とするもの

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積		除外前の用途区分	除外の理由
24	穂高北穂高 2576-3　他44筆	田 畑	41679	24816.22	農業振興地域農用地区域	以下のとおり法に規定する除外変更の6要件(農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件)すべてを満たすものと認められるため。 各要件該当理由 【非代替性(第1号)】 　土地利用調整計画および地域経済牽引事業計画による 【地域計画の達成支障(第2号)】 　土地利用調整計画および地域経済牽引事業計画による 【土地利用への支障軽微(第3号)】 　土地利用調整計画および地域経済牽引事業計画による 【利用集積への支障軽微(第4号)】 　土地利用調整計画および地域経済牽引事業計画による 【施設機能への支障軽微(第5号)】 　土地利用調整計画および地域経済牽引事業計画による 【土地改良事業の状況(第6号)】 　農業生産基盤整備事業は非該当。

(2) 農用地区域に含まれない土地等に係るもの(前期(1)以外のもの)

整理番号	除外する土地の所在・地番	現況地目	面積	除外前の用途区分	具体的な理由	根拠法令条項

該当案件無し

(3) 用途変更

整理番号	除外する土地の所在・地番	面積	変更前の用途区分	変更後の用途区分	変更の理由

該当案件無し
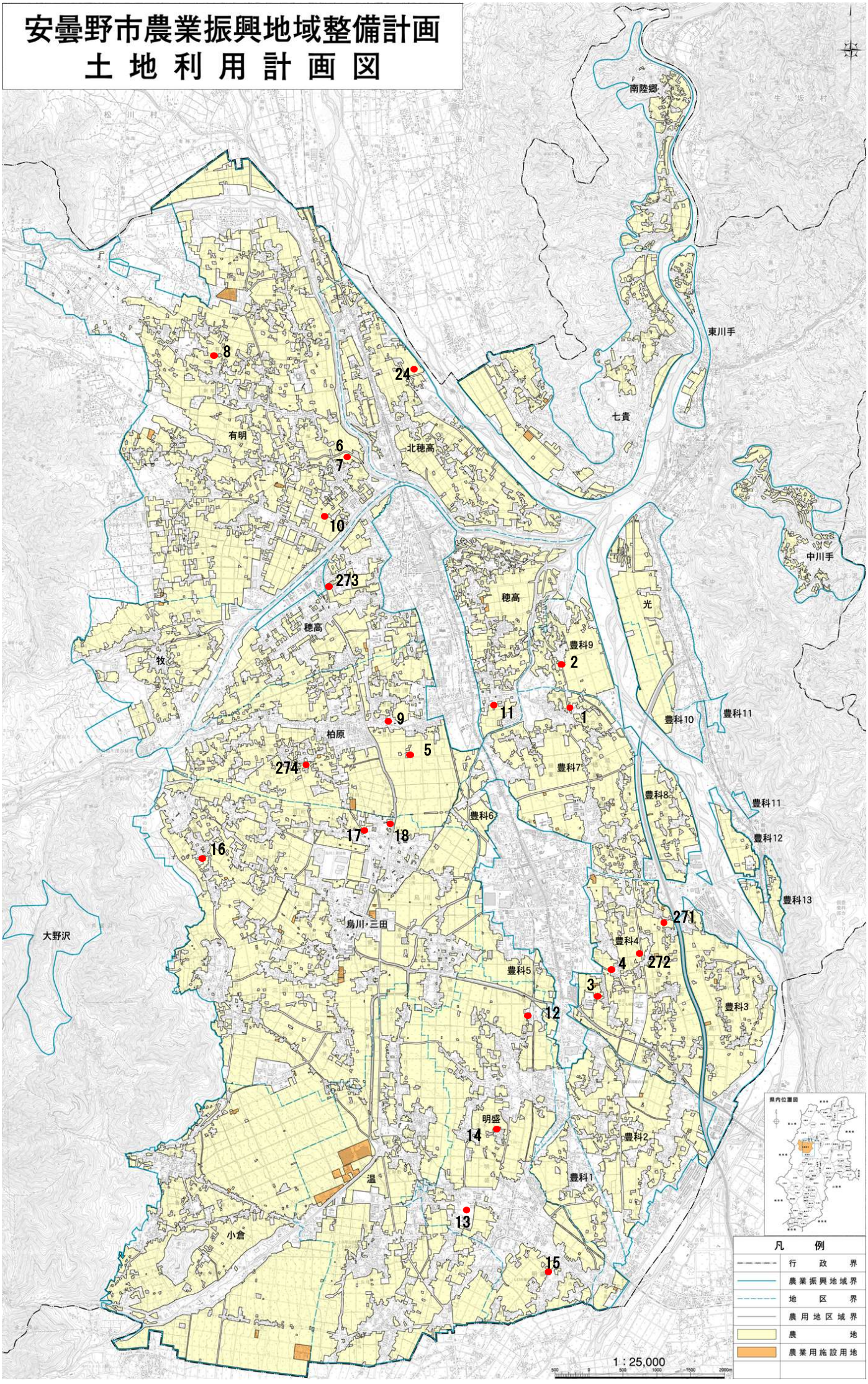
安曇野市農業振興地域整備計画
土 地 利 用 計 画 図